

造林事業請負契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 飯島 康夫と請負者 と
は各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和7年5月22日に交付した
国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業契約請負約款によって公正な請負契約を締結
し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	森林環境保全整備事業（七ヶ宿地区）
案件内容・仕様	<u>別紙契約内訳書のとおり</u>
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和8年1月30日
契約期間	令和7年〇月〇日 （契約締結日の翌日） ～ 令和8年1月30日
納入場所・履行場所	稲子山国有林419ろ1林小班
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和7年〇月〇日

発注者	分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 飯島 康夫
-----	----------------------------------

請負者	〒000-000 〇〇県〇〇市〇〇
-----	----------------------

契約内訳書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 (七ヶ 宿 地 区)	保護伐	6.45ha	1,614 m ³		契約書のとおり	別 紙 2 の と お り	指定土場
	検知		(1,614 m ³)				
	地拵・植 付	6.45 ha					

(注) () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結の翌日から
至 令和8年1月30日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
	中間前金払		第35条第3項
	部分払	回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

別紙1から別紙3のとおり

特約事項

1. 契約生産量について

甲は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかわる契約を打切ることができるものとする。

2. 労働災害の届出について

乙は請負事業の実施にあたって、労働災害が発生した場合は速やかに（発生日を超えない）報告するものとする。

3. 検査（数量）場所

指定された土場とする。

4. 事業実行箇所の区域及び調査木の表示及び伐採方法について

区域表示は区域外立木に赤スプレー（帯状）、周測札（黄色）で表示されている。
事業実行箇所は標準地調査法で収穫調査を行っているため伐採木に表示されていないので現地の標準地を参考に監督職員と打合せのうえ作業すること。

5. 素材の管理について

乙は山元における仕掛素材の適切な管理を期するため、門扉の設置及び盗難防止に関わる措置を行わなければならない。

また、現場代理人の責任において次の項目を実行させなければならない。

- ① 作業終了時の素材の仕掛状態を把握しておき、翌日の作業開始時に異常の有無を確認してから事業に着手すること。
- ② 作業の休止期間に入る週末及び日曜、祭日等の前日は、作業終了前の一定数量は造材は行わずに全幹材のまま仕掛材に乗せて置くこととし、仕掛状態の異常を確認できるよう、カラースプレー及び紅柄等により帯状に塗布するものとする。
- ③ 山元巻立を沢沿いで実行する場合は、流失のない箇所を選定しワイヤーロープ等で固定するなどの対策を行うこと。

6. 沢等水質汚濁について

沢等は極力渡らない線形で森林作業道の設計をすること。やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、水質汚濁防止の適切な措置を講じること。

7. 門扉の開閉について

門扉の開閉は乙の責任において行い、開閉状況等を鍵の管理簿に記録し、監督職員の確認

を受けること。

8. 事業終了後の土場整理について

事業終了後の土場整理については、乙の責任において行い端材等の散乱がないように整理すること。

9. 虫害対策について

乙は虫害時期においては切捨て作業を実施するほか、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。

10. 保安林等の手続きについて

保安林指定箇所については、作業行為等の所定の手続きを経てから事業着手すること。監督職員との打合せを行い現地踏査のうえ、作業仕組み計画書の提出をもって保安林の手続きを開始することとなるため、早期に申請すること。

11. 国有林内における他事業との調整、民地及び民地施設との関連について

特別に事情が発生する場合は、監督職員と協議のうえ調整・対応を行うこと。

12. その他

特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。天然林受光伐がある契約及び有用広葉樹の出材がある場合においては、素材の品質管理のため伐採搬出作業を9月下旬以降の作業条件とする。

希少種の生息環境の保全に配慮した森林管理について、事業時期の変更等特別に指示する場合がある

溪畔周辺に該当する箇所の場合は、溪畔周辺における生産事業実施に係る留意事項により作業すること。

安全活動を実施したことを証明する写真の提示を求める場合がある。

請 負 事 業 内 訳 書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量(m³)	備考
419 ろ1		素材	伐木造材・集材・運材・巻立	1,614	
計				1,614	
林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量(ha)	備考
419 ろ1			植付	6.45	カラコン13,550本
計				6.45	
			素材計測 計測検知 検尺	345	(1)の業務
				39	(2)の業務
				1,230	(5)の業務

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。